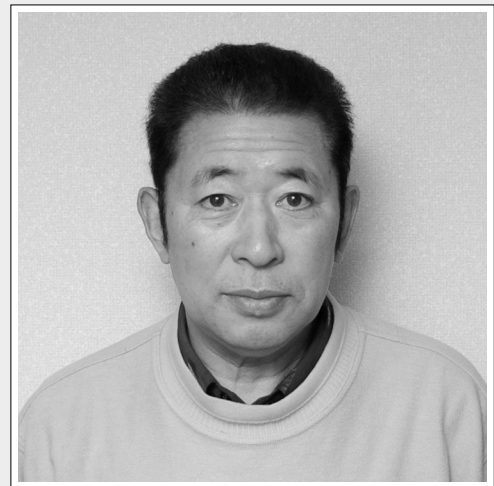


わたしも
一筆

【今後も罪を犯した人の
更正のためがんばりたい】



岡部 盛久
(更正保護司・教願寺住職)

二十五年間、保護司として更正保護と犯罪の予防に尽力された功績が認められ、十月に法務大臣表彰を受けた岡部さん。今回は、あまり知られていない保護司の仕事についてお話をしてもらいます。



▶十一月十二日に中野町長を訪問し、法務大臣表彰受賞の報告をした岡部さん。勲章と表彰状を胸に町長室で記念撮影。

わたしが保護司の委嘱を受けたのは、昭和五十八年九月二日付けで、当時の法務大臣は秦野章氏でありました。当時ある人から「保護司をやってみませんか」と声を掛けられ、保護司とはどういうことをするのか全然わからないままに引き受けた状態でありました。

当時わたしは三十代の後半であり、五所川原保護区に配属になりました。五所川原地区は五所川原市二十四人、鶴田町十人、板柳町十人の合計四十四人でありました。新任保護司は年に数回研修があり、青森保護観察所へ出かけて研修を受けなければいけませんでした。そのほかにも五所川原地区の定例研修が年四回、鶴田地区の自主研修が年六回ありました。保護司になったとき五所川原地区で

は一番若かったので、研修に出かけていくとまるで老人クラブの研修会に出たような感じでした。

保護司になって一番の想い出は、刑務所視察研修であります。刑務所は悪い事をした場合は別ですが、一般の人は中に入ることばできません。その点保護司は施設の中を説明を受け見学することが出来ます。保護司の特権と言えるかもしれません。特に県外の刑務所視察研修には、極力参加いたしました。

保護司は対象者を担当すると、月一回対象者宅を訪問し、また対象者も月二回保護司宅を訪問します。そして毎月五日までに観察経過報告書を作成して保護観察所へ送付しなければなりません。冬などは三十分前から暖房をつ

けて部屋を暖め、対象者をお迎えしています。対象者が来訪すると家内は、お茶やコーヒー、お菓子を出しておもてなしし、その後わたしは対象者と面接をします。面接が終わると次回の来訪日を決めて、対象者が持参した連絡カードに認印します。ただ中には次回の来訪の日時を約束しても約束を守らない人もあります。今までわたしも何人も担当しましたが、わたしを困らせる対象者はいませんでした。保護司の中には、一人の対象者を五、六年ないし七、八年も担当する人もあります。

現在鶴田町には男性六人、女性四人の保護司があり、それぞれ対象者を担当しているようです。わたしも浅学非才ですが、鶴田地区の会長と五所川原地区の副会長の

職についております。このたびはおそれながらも法務大臣表彰をいただいたことに対して恐縮しております。これもひとえに家内の協力や鶴田町の皆さま方、諸先輩のご教導があったからこそ、いただくことができたかと心よりお礼と感謝申し上げます。

苦労もありますが、更正していく姿を見ると報われます。これからも与えられた保護司の任務を全うし、経験と周囲のご協力を生かし、罪を犯した人の更正のため、これまでと同様に努めていきたいと思っております。

※保護司とは、刑務所や少年院などから社会復帰を果たした人が、スムーズに社会生活を営めるよう手助けする相談役のこと。